平成３０年（フ）第６号
長崎市滑石２丁目14番35号
債務者　有限会社コンパス
代表者取締役　林　　伸一
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　善基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３９号
福岡県朝倉市馬田2837番地１
債務者　有限会社グリーンファームコガ
代表者取締役　古賀　友康
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５１０４号
大阪府東大阪市加納４丁目14番34号
債務者　東豊プレス工業株式会社
代表者代表取締役　桃田　　稔
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１０５号
大阪府東大阪市上石切町２丁目11番17号
債務者　桃田　　稔
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３０号
札幌市豊平区豊平４条３丁目３番10号
債務者　株式会社Ｇａｌｌｅｒｉａ
代表者代表取締役　山本　　恵
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　博和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４３号
京都府城陽市寺田中大小101番地の１
債務者　倉田産業有限会社
代表者取締役　倉田　　暢
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後３時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２１６６号
横浜市都筑区早渕１丁目19番36号
債務者　ＣＲＵＩＳＥ株式会社
代表者代表取締役　小島　秀暁
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　康広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８号
鹿児島県出水郡長島町川床3410―１
債務者　特定非営利活動法人ふうしゃ
代表者理事　京田　一則
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時30分
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第８３号
大阪府和泉市青葉台３丁目７番２号
債務者　ヒカリ精機株式会社
代表者代表取締役　横田　文雄
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津木陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
さいたま市中央区下落合1052番地３
債務者　株式会社セプテンス
代表者代表取締役　浅野　菊郎
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　勇太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後３時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９号
長野県小諸市大字柏木1424番地11
債務者　株式会社エクスインポート
代表者代表取締役　森泉　　敦
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森泉　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１７５号
札幌市北区北８条西４丁目１番地１　パストラルビルＮ８
債務者　株式会社ＳＥＡ国際教育研究所
代表者代表取締役　吉田　　壮
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　晃広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４号
愛媛県宇和島市明倫町４丁目１番５号
債務者　株式会社ハピネス
代表者代表取締役　林　　建一
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前11時30分
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第８号
愛知県みよし市三好丘緑１丁目10番地の３
債務者　有限会社内田商建
代表者取締役　内田　正博
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後３時５分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７７号
岡山市南区福成１丁目177番地の13
債務者　株式会社西日本事務機
代表者代表取締役　犬飼　暉郎
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前11時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１９号
千葉県習志野市谷津２丁目２番35号
債務者　髙川　真弥
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　礼奈
4　破産債権の届出期間　平成30年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４３号
千葉県船橋市芝山２丁目５番15棟108号
債務者　矢野　洋司
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　宏信
4　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係